

平成20年10月14日

## 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 施行令の一部を改正する政令について

本政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定の締結に伴い、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に基づき原産地証明書を発給することができる協定として同協定を追加する等の措置を講ずるものです。

### 1. 政令の目的及び概要

本政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（以下「日アセアン協定」という。）の締結に伴い、特定原産地証明書の発給等を可能とするため、以下の措置を講ずるもの。

- ・ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に基づく措置を講ずることが必要な国際約束として、日アセアン協定を規定。
- ・ 日アセアン協定に定められた申請書等の保存すべき期間（発給申請者等が提出した申請書及び資料を経済産業大臣が保存すべき期間）を規定。
- ・ 日アセアン協定に定められた情報提供を行うべき期間（日本から出された物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合に、情報の提供を行うまでの期間）を規定。

### 2. 今後の予定

公 布 平成20年10月17日

施 行 日アセアン協定の効力発生の日。

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局原産地証明室

担当者：鈴木室長、島上補佐

電 話：03-3501-1511（内線 3247）

03-3501-0539（直通）